

## 1. 授業の概要(ねらい)

本授業は、民法各分野の知識を基礎にして教科書の設問を検討することにより、事例を分析する能力を高め、公務員試験などの各種資格試験に対応できる力を養うことを目的としています。

分野としては物権法、担保物権法を取り上げます。

授業では、基礎的な知識を確認しながら論述の組立てを板書して理解を深めていきます。

併せて、実際の民事裁判や弁護士活動の様式にも適宜言及します。

## 2. 授業の到達目標

公務員試験などの各種資格試験に対応できるよう知識を確認し事案分析能力を養うこと。

具体的な事例に対し、条文や原理原則を当てはめて解決する能力を高めること。

## 3. 成績評価の方法および基準

定期試験(100%)

試験に際しては、教科書・参考書・ノート類、六法などの持ち込みを許可します。

試験の形式は、①知識を確認する正誤問題(4問~5問)、②簡潔な事例問題(1問)を出題します。

## 4. 教科書・参考文献

教科書

千葉恵美子・潮見佳男・片山直也編 『Law Practice民法I【総則・物権編】』(第4版) 商事法務

参考文献

潮見佳男・道垣内弘人編 『民法判例百選 I 総則・物権[第8版]』(2018) 有斐閣

## 5. 準備学修の内容

教科書は、具体的な事例を設定して解説を行う形式でまとめられています。

事前に、事例の中でポイントと思われる箇所をノートに抜粋し、解説に関しても同様に簡潔なまとめを作成することが肝要です。

授業中は、基礎的な知識の確認や論述の組立てを板書します。板書内容を事前の抜粋やまとめと比較することで、より一層事例に対する理解が深まるものと考えます。

## 6. その他履修上の注意事項

民法分野のうち、民法総則、債権各論が特に密接に関係するので知識の再確認が必要で。

各種資格試験への対応を念頭にはありますが、事例を分析して解決する能力の向上を目指しますので、法的感覚を磨くことを目標とする学生諸君の参加を希望します。

教科書の重要な箇所については授業中に適宜言及します。その点のチェックと板書内容を記載したノートで定期試験に対応できるよう配慮しています。その点に留意して授業に臨まれることが肝要です。

## 7. 授業内容

- 【第1回】 ガイダンス  
(授業の進め方、民法の事例問題への対応、試験等について説明します)
- 【第2回】 物権的請求権  
(所有権に基づく請求権とその相手方~行為請求権説に対する批判)
- 【第3回】 物と添付  
(賃借人の費用によって賃借物に物を附属させた場合の法律関係~賃借人が建物を増築した場合の法律関係)
- 【第4回】 所有権の移転時期  
(他人物売買と民法116条の類推適用~所有権移転時期に関する一般理論)
- 【第5回】 取消しと登記  
(法律行為の取消しと物権変動~所有権に基づく妨害排除請求としての登記請求~詐欺取消しと第三者)
- 【第6回】 取得時効と登記  
(取得時効と登記に関する判例法理の展開~取得時効と登記に関する学説の展開)
- 【第7回】 民法177条の第三者の範囲  
(第三者無制限説vs第三者制限説~第三者の客観的要件と主観的態様~背信的悪意者排除説の確立~背信的悪意者の認定基準)
- 【第8回】 即時取得:192条  
(即時取得制度の意義~占有取得の形態と即時取得の成否)
- 【第9回】 共有物の管理  
(共有物の管理~共同相続人間の明渡請求~共同相続人の「占有」・「使用収益」~明渡しが認められる場合)
- 【第10回】 占有と相続  
(取得時効と登記~長期取得時効をめぐる主張・立証責任の構造~相続人の占有の二面性~自主占有事情と主張・立証責任)
- 【第11回】 留置権の成立および効力  
(留置権の意義~留置権の成立要件~被担保債権と物との牽連関係~不法行為によって占有が始まった場合)
- 【第12回】 抵当権の効力の及ぶ範囲  
(抵当権の効力は石灯籠に及ぶか~石灯籠につき物権的請求権を行使することができるか)
- 【第13回】 抵当権に基づく明渡請求  
(価値権としての抵当権~不法占有者の排除~権原占有者の排除~抵当権に基づく妨害排除)
- 【第14回】 総復習①
- 【第15回】 総復習②